

Q：掲載されている「アセスメント票・記録票」などを、地域の状況にあわせて一部修正して使っても構わないでしょうか？

A：「アセスメント票・記録票」などは、修正「不可」です

たとえば、病気の診断ガイドラインなどと同じような考え方となりますが、この「アセスメント票・記録票」などは、統一されていることが最も大きな目的となります。

もちろん、管理側で修正をすることはありますが、これは統一版ですので、修正を加えてバージョン変更する場合には、日本国内の全ての地域でその後にバージョン変更していただくことが前提となります。結果として、なるべく小修整は行わないようにしています。

統一している目的をまとめると、下記のようなものとなります。

- ◆ 大規模災害時の災害対応は、災害救助法をもととして自治体を超えて応援が入りますが、その際に共通のフォーマットがないと情報共有ができず、支援に支障が出る
- ◆ 同一自治体内でも、組織や団体によって違うと情報共有ができず、共通のフォーマットが必要となる
- ◆ デジタル化したシステムで迅速に管理・処理することに対応するためには、フォーマットが定まっていることが必要となる
- ◆ 歯科に限らず、保健医療や他の分野においても、全国统一したフォーマットでの災害時体制が構築されてきている

なによりも、同じフォーマットで統一されていることが、最も大きな意義となります。

上記の如く、「アセスメント票・記録票」などを修正してしまうと、全国统一での対応ができなくなってしまいますので、このままの形でご使用いただきたく、お願いいたします。

どうしても地域にあわせたものが必要な場合は、これらの「アセスメント票・記録票」はそのままでご使用いただき、それと共に地域特性を生かした別項目を「追加」するような運用はありえるかもしれません。

以上、ご理解いただければありがたいです。

更なるご質問、ご意見ありましたら、メールにて事務局までお寄せください。

2023年8月

日本災害時公衆衛生歯科研究会